

平成23年4月14日
被災者生活支援特別対策本部

被災者生活支援

現地の課題と生活支援本部の取組み（分類）

次のような項目に分けて、現地の課題に対し、取り組んでいます。

I 避難者等支援

項目	現地の課題	生活支援本部の取組み
1. 物資の配送	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県・市の物資集積拠点において物資が飽和している ・ 地元の経済対策として現地調達へ移行させる 	<p>【現地調達・配送への円滑な移行のための支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在は、政府（生活支援本部）が代行しているが、今後、順次、災害救助法の枠組み（県による調達配送）へ移行させる。 ・ 県による配送に協力するよう物流事業者に要請 ・ 県による新たな調達・配送・手配のスキーム作成に助言・協力 ・ 専門家派遣による物流の改善
2. 避難所等における生活改善	<p>避難所の生活環境改善</p> <p>生活インフラ、下着と洗濯、プライバシー保護、医師・看護師・保健師の巡回、薬、入浴、トイレ、ごみ処理 等</p>	<p>【ニーズの把握と対策の実行】</p> <p>1. ニーズの把握</p> <p>(1) 客観的に</p> <ul style="list-style-type: none"> ①全避難所の要支援度の把握（4/15 第1回取りまとめを公表予定） ②定点観測（2か所×3県） <p>(2) 個別に</p> <p>災対本部現地事務局による聴取 等</p> <p>2. 対策と改善状況の確認</p> <p>(1) 必要なところに重点的に対策</p> <p>(2) 上記1.(1)により、全避難所の改善状況も確認する。</p>

II 復旧に向けて

項目	現地の課題	生活支援本部の取組
1. インフラ等の早期復旧	1. 被害・復旧状況の把握	<p>【各省において取組中。生活支援本部で整理した各省の最新の数字を被災者生活支援本部 HP 等で公表中】</p> <p>(1) ガレキ処理及び仮設住宅 (2) 交通 (3) ライフライン (4) その他基盤</p>
	2. 公共インフラ等の応急復旧	<p>【自治体の意向を尊重しつつ、政府全体の取組が必要】</p> <p>1. 災害廃棄物処理検討会議 ・3月25日に「損壊家屋等の撤去等に関する指針」をとりまとめ。各県協議会による仮置場確保、処理計画策定等に係る総合調整への助言等を実施。</p> <p>2. 仮設住宅検討会議 (「I. 項目3. 二次避難対策」に同じ)</p> <p>3. 復旧対策検討会議 ・公共インフラ等の応急復旧を当面6か月程度のスケジュールに基づき実施。検討会議では、必要な各省調整を行っていく。</p>

2. 生活の再建	1. 雇用	<p>【自治体の意向を尊重しつつ、政府全体の取組が必要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災者等就労支援・雇用創出推進会議において、4月5日、当面の対策として、「日本はひとつ」しごとプロジェクト・フェーズ1を取りまとめ。復旧事業等における就労機会の創出、「日本はひとつ」しごと協議会の創設等によるマッチング機能の強化等に取り組む。
	2. 生業支援	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業庁にて、資金繰り・雇用面、税制面での被災中小企業向け支援策をまとめたガイドブックを作成し、商工会議所等を経由して提供。 中小企業庁・農林水産省等において、金融支援の拡充策、営業・生産再開のための条件整備にかかる施策等について、引き続き検討。

Ⅲ 対策のための基盤の充実

項目	現地の課題	生活支援本部の取組
1. 市町村機能の回復	<p>1. 役場機能の回復</p> <p>2. 役場を移転した市町村への支援</p>	<p>【総務省が中心となって、役場を支援】</p> <p>1. 人的支援等</p> <p>国家公務員の派遣(4月4日現在) 820名、延べ約16,200名</p> <p>地方公務員の派遣のあっせん (4月7日現在) 被災市町村からの派遣要望 673名 全国市町村からの派遣申出 約2,200名</p> <p>2. 相談窓口等</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務省と生活支援本部に窓口を作って、相談に応じている。 役場を区域外に移転した8町村と国との連絡手段を確保するため、パソコンや携

	<p>(避難者の所在の把握)</p>	<p>携帯電話端末の配備したところであり、これを用いて各町村との緊密な連絡を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島県による避難者の所在確認のためのコールセンターの設置を、官邸 HP、総務省 HP や広報誌、広報番組等を活用して広報している。 ・避難した被災者から避難先の市町村に提供された避難者の所在地等の情報を避難元の県や市町村に提供し、避難者への情報提供等を行う「全国避難者情報システム」を構築することについて地方公共団体に通知。総務省 HP などでも広報している。
<p>2. 政府内での対策強化</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 生活支援本部における各府省との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ・府省連絡会議による情報共有・連携 ・特定テーマについて府省間連携（各種検討会議で対応（Ⅱ参照）） 2. 地方公共団体との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援本部に地域班を設置し、災対本部現地事務局及び県（ホットライン設置）と連携を密にして、自治体を支援している。 3. 国民に向けての広報の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・当本部においても、さらなる情報の提供・周知のために、事務局長による定例記者会見や、本部HPの開設などにより情報提供を充実中。